

(議 案 別 冊 1)

平 成 3 0 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(平成31年2月21日提出)

目

次

* 一般会計補正予算（第5号）	1 頁
（特別会計）	
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2 7 頁
* 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	2 9 頁
* 水道事業会計補正予算（第3号）	3 1 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第3号）	3 5 頁

議案第20号

平成30年度川越市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度川越市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ739,202千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,499,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成31年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市	税	56,606,434	200,000	56,806,434
	1 市 民 税	25,898,979	200,000	26,098,979
14 国 庫 支 出 金		17,884,020	537,639	18,421,659
	1 国 庫 負 担 金	15,097,879	△23,670	15,074,209
	2 国 庫 補 助 金	2,696,531	561,309	3,257,840
15 県 支 出 金		6,484,911	△365,561	6,119,350
	1 県 負 担 金	4,303,755	△19,755	4,284,000
	2 県 補 助 金	1,297,090	△79,397	1,217,693
	3 委 託 金	884,066	△266,409	617,657
16 財 産 収 入		340,276	△29,348	310,928
	2 財 産 売 払 収 入	181,249	△29,348	151,901
17 寄 附 金		20,140	19,960	40,100
	1 寄 附 金	20,140	19,960	40,100
18 繰 入 金		3,678,406	△3,328,468	349,938
	1 基 金 繰 入 金	3,630,840	△3,328,468	302,372
19 繰 越 金		2,173,389	2,621,466	4,794,855
	1 繰 越 金	2,173,389	2,621,466	4,794,855
20 諸 収 入		3,342,054	121,210	3,463,264

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑 入	3,125,087	121,210	3,246,297
21 市	債	10,918,900	△516,100	10,402,800
	1 市 債	10,918,900	△516,100	10,402,800
歳 入	合 計	114,238,725	△739,202	113,499,523

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,932,074	117,118	11,049,192
	1 総務管理費	9,018,646	135,684	9,154,330
	2 徴税費	1,318,307	△4,500	1,313,807
	3 戸籍住民基本台帳費	364,679	△11,717	352,962
	4 選挙費	98,979	△2,349	96,630
3 民生費		49,546,367	△295,648	49,250,719
	1 社会福祉費	21,598,615	△2,835	21,595,780
	2 児童福祉費	20,210,805	△557,396	19,653,409
	3 生活保護費	7,714,947	284,303	7,999,250
	4 災害救助費	22,000	△19,720	2,280
4 衛生費		12,032,667	△336,411	11,696,256
	1 保健衛生費	4,080,702	△31,647	4,049,055
	2 清掃費	5,801,808	△304,764	5,497,044
6 農林水産業費		604,004	26,121	630,125
	1 農業費	604,004	26,121	630,125
7 商工費		1,377,533	24,140	1,401,673
	1 商工費	1,377,533	24,140	1,401,673

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		8,491,040	△838,750	7,652,290
	1 土 木 管 理 費	573,429	△5,476	567,953
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,903,002	△308,789	2,594,213
	3 河 川 費	321,942	△21,000	300,942
	4 都 市 計 画 費	4,418,951	△495,685	3,923,266
	5 住 宅 費	273,716	△7,800	265,916
9 消 防 費		5,140,799	78,443	5,219,242
	1 消 防 費	5,140,799	78,443	5,219,242
10 教 育 費		14,751,238	628,704	15,379,942
	1 教 育 総 務 費	2,888,925	△67,789	2,821,136
	2 小 学 校 費	2,420,445	617,312	3,037,757
	3 中 学 校 費	2,514,916	248,700	2,763,616
	4 高 等 学 校 費	770,467	△14,661	755,806
	6 社 会 教 育 費	2,870,414	△128,841	2,741,573
	7 学 校 保 健 費	3,266,200	△26,017	3,240,183
12 公 債 費		10,274,097	△58,000	10,216,097
	1 公 債 費	10,274,097	△58,000	10,216,097
13 諸 支 出 金		124,335	△84,919	39,416

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 普通財産取得費	40,764	△29,348	11,416
	2 土地開発公社費	83,571	△55,571	28,000
歳出	合計	114,238,725	△739,202	113,499,523

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	障害児施設 通園施設	993,500 千円	平成29年度	397,800	960,500 千円	平成29年度	397,800
				平成30年度	595,700		平成30年度	562,700
4 衛生費	2 清掃費	西七掃 ン夕一 解体事業	1,670,140	平成28年度	238,052	1,373,976	平成28年度	238,052
				平成29年度	540,712		平成29年度	540,712
				平成30年度	891,376		平成30年度	595,212
8 土木費	2 道路橋りょう費	田島橋 整備事業	296,500	平成29年度	123,500	247,500	平成29年度	123,500
				平成30年度	173,000		平成30年度	124,000
		焼米橋 整備事業	110,800	平成29年度	74,800	91,600	平成29年度	74,800
				平成30年度	36,000		平成30年度	16,800

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	川越駅前修業 東広事 口場	千円 1,409,800	平成30年度	千円 213,600	千円 1,409,800	平成30年度	千円 179,300
				平成31年度	799,500		平成31年度	801,500
				平成32年度	396,700		平成32年度	429,000
9 消防費	1 消防費	防災行政 無線デジ タ整備ル事 化業	1,336,800	平成29年度	388,300	1,336,800	平成29年度	388,300
				平成30年度	474,500		平成30年度	573,700
				平成31年度	474,000		平成31年度	374,800
10 教育費	6 社会教育費	蔵資耐事 造料震 り館化業	306,000	平成28年度	39,300	306,000	平成28年度	39,300
				平成29年度	39,100		平成29年度	39,100
				平成30年度	117,600		平成30年度	35,200
				平成31年度	87,600		平成31年度	94,400
				平成32年度	22,400		平成32年度	98,000

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農 業 災 害 対 策	2 6 , 1 2 1 千 円
7 商 工 費	1 商 工 費	プ レ ミ ア ム 付 商 品 券 事 業	2 2 , 5 9 0 千 円
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	幹 線 道 路 (市 道) 整 備 (用 地)	1 9 , 1 5 7 千 円
		生 活 道 路 (市 道) 改 良 (用 地)	6 , 6 8 6 千 円
		広 域 幹 線 (市 道) 整 備 (用 地)	3 , 5 8 6 千 円
	3 河 川 費	中 小 河 川 排 水 路 整 備	3 , 2 4 2 千 円
	4 都 市 計 画 費	伝 建 地 区 保 存 整 備	4 , 1 1 0 千 円
		川 越 駅 南 大 塚 線	2 5 2 , 4 0 2 千 円

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備	3 3 3 , 4 4 0 千 円
		小 学 校 普 通 教 室 空 調 設 備 整 備	2 1 , 0 0 0 千 円
		小 学 校 大 規 模 改 造	3 9 8 , 2 4 3 千 円
	3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備	1 4 8 , 3 2 0 千 円
		中 学 校 大 規 模 改 造	1 5 7 , 3 8 0 千 円

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
情報通信 基盤整備 事業費	千円 6,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
子育て安心 施設事業費	25,500	同 上	同 上	同 上	20,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
自 転 車 駐 車 場 施 設 整 備 事 業 費	千円 38,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 32,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
民 間 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	119,500	同 上	同 上	同 上	146,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西後楽会館 改修事業費	千円 156,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 154,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
民間保育 施設整備 事業費	207,700	同 上	同 上	同 上	129,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公立保育 施設整備 事業費	千円 10,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 9,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公立児童 福祉施設 整備事業費	653,900	同 上	同 上	同 上	674,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧 齋 場 解体事業費	千円 137,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 92,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
東 清 掃 センター 改修事業費	55,400	同 上	同 上	同 上	70,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
廃棄物処理 施設解体 事業費	千円 891,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 595,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良 事業費	33,700	同 上	同 上	同 上	30,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 291,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 184,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	636,300	同 上	同 上	同 上	532,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円 214,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 155,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	118,800	同 上	同 上	同 上	104,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
笠幡駅周辺 整備事業費	千円 321,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 280,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
南古谷駅 周辺地区 整備事業費	241,000	同 上	同 上	同 上	1,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
川越駅西口 都市基盤 整備事業費	千円 76,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 4,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
歴史的地区 環境整備 街路事業費	9,100	同 上	同 上	同 上	0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 424,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 525,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備 事業費	50,800	同 上	同 上	同 上	48,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災設備 改修事業費	千円 313,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 363,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	959,600	同 上	同 上	同 上	1,076,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 155,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 408,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設 整備事業費	1,507,000	同 上	同 上	同 上	1,431,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 84,200	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 219,000	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
高 等 学 校 改 修 整 備 事 業 費	62,900	同 上	同 上	同 上	50,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学童保育室 整備事業費	千円 8,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 4,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公民館改修 整備事業費	8,400	同 上	同 上	同 上	7,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
博物館等 改修整備 事業費	千円 66,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 26,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学校給食 センター 施設整備 事業費	37,500	同 上	同 上	同 上	24,300	同 上	同 上	同 上

議案第 2 1 号

平成 3 0 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 102,599千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,169,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,548,635	△90,764	3,457,871
	1 後期高齢者医療保険料	3,548,635	△90,764	3,457,871
2 繰入金		716,038	△11,835	704,203
	1 一般会計繰入金	716,038	△11,835	704,203
歳入	合計	4,272,000	△102,599	4,169,401

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		148,004	△1,274	146,730
	1 総務管理費	134,334	△1,274	133,060
2 広域連合納付金		4,116,196	△101,325	4,014,871
	1 広域連合納付金	4,116,196	△101,325	4,014,871
歳出	合計	4,272,000	△102,599	4,169,401

議案第 2 2 号

平成 3 0 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、
「第 1 表歳入予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		5,314,410	△49,193	5,265,217
	1 介 護 保 險 料	5,314,410	△49,193	5,265,217
2 国 庫 支 出 金		4,292,053	49,193	4,341,246
	2 国 庫 補 助 金	531,477	49,193	580,670
歳 入	合 計	22,914,361	0	22,914,361

議案第23号

平成30年度川越市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成30年度川越市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度川越市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	2,314,880千円	524,800千円	1,790,080千円
(収益的収入及び支出)			

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,596,256千円	54,768千円	6,541,488千円
第1項 営業費用	6,292,148千円	134,392千円	6,157,756千円
第2項 営業外費用	184,350千円	79,624千円	263,974千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,656,970千円は、当年度

分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 0 0 , 3 7 2 千円、減債積立金 2 0 0 , 0 0 0 千円、建設改良積立金 2 0 0 , 0 0 0 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1 , 1 5 6 , 5 9 8 千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第 1 款 資本的収入	1 , 0 3 9 , 9 0 4 千円	2 5 9 , 2 0 0 千円	7 8 0 , 7 0 4 千円
第 1 項 企業債	6 0 0 , 0 0 0 千円	1 2 0 , 0 0 0 千円	4 8 0 , 0 0 0 千円
第 3 項 工事負担金	2 9 4 , 1 8 5 千円	1 3 9 , 2 0 0 千円	1 5 4 , 9 8 5 千円
	支		出
第 1 款 資本的支出	2 , 9 6 3 , 9 7 4 千円	5 2 6 , 3 0 0 千円	2 , 4 3 7 , 6 7 4 千円
第 1 項 建設改良費	2 , 3 2 3 , 1 4 0 千円	5 2 6 , 3 0 0 千円	1 , 7 9 6 , 8 4 0 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管更新 事業費	千円 600,000	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。	千円 480,000	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。

平成31年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第 2 4 号

平成 3 0 年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 平成 3 0 年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 3 0 年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（ 項 目 ）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（ 4 ）主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	4 8 4 , 5 6 0 千円	6 9 , 0 0 0 千円	4 1 5 , 5 6 0 千円
公共下水道施設改良 事業費	9 3 4 , 8 6 4 千円	1 8 0 , 5 0 0 千円	7 5 4 , 3 6 4 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	6 , 3 9 7 , 8 9 2 千円	3 2 , 6 8 9 千円	6 , 3 6 5 , 2 0 3 千円
第 1 項 営業収益	4 , 5 2 2 , 2 9 0 千円	2 0 , 1 8 5 千円	4 , 5 0 2 , 1 0 5 千円
第 2 項 営業外収益	1 , 8 6 5 , 0 2 5 千円	1 2 , 5 0 4 千円	1 , 8 5 2 , 5 2 1 千円

	支 出		
第1款 下水道事業費用	6,275,458千円	18,865千円	6,256,593千円
第1項 営業費用	5,765,358千円	27,900千円	5,737,458千円
第2項 営業外費用	442,643千円	9,035千円	451,678千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,883,574千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,167千円及び過年度分損益勘定留保資金1,818,407千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	974,205千円	267,311千円	706,894千円
第1項 企業債	685,200千円	300,000千円	385,200千円
第7項 他会計補助金	84,311千円	32,689千円	117,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,839,968千円	249,500千円	2,590,468千円
第1項 建設改良費	1,610,324千円	249,500千円	1,360,824千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 685,200	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。	千円 385,200	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「128,707千円」を「154,392千円」に改める。

平成31年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明